

判決概要⑤ (R6.1.26 東京高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	平成 31 年 2 月 20 日 (事件番号：平成 25 年(ワ)第 3707 号、同第 5050 号、平成 26 年 (ワ) 第 967 号、同第 5181 号)
裁判所	横浜地方裁判所 (第 5 民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 中平健、[裁判官] 森大輔、馬渡万紀子
一番原告らの請求内容の概要	<p>本件事故が発生したために、放射能汚染が広範囲に広がり、居住地からの避難を余儀なくされたとする原告らが、被告らにおいて、福島第一原発の敷地高を超える津波を予見することが可能であったところ、必要な津波防護対策を施していれば、本件事故を回避することが可能であったと主張して、①被告東電については、原賠法 3 条 1 項又は民法 709 条に基づき (選択的主張) ②被告国については、規制権限の不行使を理由として国賠法 1 条 1 項に基づき、被告らに対し、損害賠償を求めた事案である。</p> <p>※ (出典) 地裁判決正本における「第 2 章 事案の概要等」> 第 1 節 請求の概要」</p>
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 6 年 1 月 26 日 (事件番号：令和元年(ネ)第 3292 号、同第 5000 号)
裁判所	東京高等裁判所 (第 1 民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 志田原信三、[裁判官] 田中孝一、吉田純一郎
判決の概要 (損害論)	<p>○被侵害利益ないし損害額 (慰謝料額) の算定方法について：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神的損害に係る慰謝料を(1)日常生活阻害慰謝料 (避難慰謝料) と(2)生活基盤喪失・変容慰謝料に分類 (P108～113)。 ・日常生活阻害慰謝料については、避難指示等が出された区域に居住していた者について、1 箇月あたりの損害を定め、これに避難生活を送った月数 (居住していた区域ごとに定める終期) を乗じることにより、算定するのが相当 (P109)。 ・それ以外で、福島第一原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量、避難の状況等に鑑みて、避難と避難生活における精神的苦痛との相当因果関係を肯定できる者への日常生活阻害慰謝料については、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子供・妊婦への平穏生活権及び居住、移転の自由に対する侵害の程度は、それ以外の者への侵害の程度に比して著しく高い、 ➢ 子供を養育する親の平穏生活権等に対する侵害の程度は、それ以外の者の侵害の程度に比して相応に高い <p>ことから、①一般、②子供・妊婦、③養育すべき子のいる親に分けて算定 (P108～112)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活基盤喪失・変容慰謝料については、避難等を余儀なくされた元居住地の状況等によって異なるとし、帰還困難区域に生活基盤喪失慰謝料を、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び緊急時避難準備区域に生活基盤変容慰謝料を認定 (P112～113)。 <p>○損害額 (慰謝料額) について：</p>

	<p>・原則として、本件事故時の居住地ごとに</p> <p>①帰還困難地域について、合計 1650 万円 (P110、113)</p> <p>(1) 850 万円 (月額 10 万円×85 か月 (H23.3～H30.3))</p> <p>(2) 800 万円</p> <p>②居住制限区域について、合計 1250 万円 (P111、113)</p> <p>(1) 850 万円 (月額 10 万円×85 か月 (H23.3～H30.3))</p> <p>(2) 400 万円</p> <p>③避難指示解除準備区域について、合計 1250 万円 (P111、113)</p> <p>(1) 850 万円 (月額 10 万円×85 か月 (H23.3～H30.3))</p> <p>(2) 400 万円</p> <p>④緊急時避難準備区域について、合計 280 万円 (P111、113)</p> <p>(1) 180 万円 (月額 10 万円×18 か月 (H23.3～H24.8))</p> <p>(2) 100 万円</p> <p>⑤屋内退避区域又は一時避難要請区域について、合計 100 万円 (P111～112)</p> <p>(1) 100 万円 (月額 10 万円×10 か月 (H23.3～H23.12))</p> <p>(2) -</p> <p>⑥自主的避難等対象区域に相当する区域について、合計 30、60、100 万円 (P112)</p> <p>(1) ①30 万円 ②100 万円 ③60 万円</p> <p>(2) -</p> <p>○中間指針について：</p> <p>・中間指針の考え方は、民法上の不法行為法に係る一般的な理解や考え方に整合するものといえるから、個別の一番原告らの損害について検討するに際しても、参考にすることができると考えられる一方、個別の一番原告らに係る具体的損害額を算定するに当たっては、本件に現れた一切の事情に基づき、中間指針等が目安とする額から増減した額を定めることも、当然に許容されるというべき (P107) 。</p>
--	---

3. 最高裁決定の概要

決定日	令和 8 年 1 月 22 日 (事件番号：令和 6 年(才)第 1871 号、令和 6 年(受)第 2416 号)
裁判所	最高裁判所 (第一小法廷)
裁判官	[裁判長裁判官] 安浪亮介、[裁判官] 岡正晶、宮川美津子、中村慎
決定の内容 (上告/上告受理申し立て)	[国] 上訴せず [東電] 上訴せず [原告] 上告棄却/上告不受理

(参考) 類型化された認定慰謝料額と東電基準、中間指針ないし中間指針第五次追補及び確定7判決の認容額との比較

	帰還困難区域	居住制限区域	避難指示解除準備区域	緊急時避難準備区域	屋内退避区域及び一時避難要請区域	自主避難等対象区域に相当する区域
認定慰謝料額	1650万円 日常生活 850万円 阻害慰謝料 生活基盤 800万円 喪失慰謝料	1250万円 日常生活 850万円 阻害慰謝料 生活基盤 400万円 変容慰謝料	1250万円 日常生活 850万円 阻害慰謝料 生活基盤 400万円 変容慰謝料	280万円 日常生活 180万円 阻害慰謝料 生活基盤 100万円 変容慰謝料	100万円 日常生活 100万円 阻害慰謝料 生活基盤 - 変容慰謝料	一般 30万円 子供・妊婦 100万円 養育すべき子のいる親 60万円 ※日常生活阻害慰謝料として
第五次追補を踏まえた東電基準	1580万円	1130万円	1130万円	230万円	一般 90万円 子供・妊婦 122万円	一般 20万円 子供・妊婦 52万円 ※自主避難等対象区域の場合
中間指針ないし中間指針第五次追補	1580万円	1130万円	1130万円	230万円	10万/50~60万 + 自主的避難等対象区域に準じた賠償	一般 20万円 子供・妊婦 40万円 ※自主避難等対象区域の場合
確定7判決での認定額	1500~1850万円	950~1200万円	900~1320万円	230~366万円	70~130万円	一般 8~70万円 子供・妊婦 40~146万円 ※自主避難等対象区域の場合